

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告(1)

- ◆平成25年5月31日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表
1,2-ジクロロプロパンの「リスク評価」の結果、洗浄・払拭作業工程に共通すると考えられる高いリスクが認められたため、健康障害防止措置を検討すべきとされた。
- ◆平成25年6月14日「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」公表
リスク評価検討会報告を受け、1物質について具体的健康障害防止措置を検討し、下記のとおりとりまとめた。

健康障害防止措置検討会の検討結果（概要）

1,2-ジクロロプロパン 洗浄・払拭の作業に限る	エチルベンゼン等と同様の措置を講じることが必要 発散抑制措置、呼吸用保護具、作業の記録等特化則の特別管理物質と同様の措置 等
-----------------------------	---

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

健康障害防止措置に係る検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則等の改正を行った。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

	1,2-ジクロロプロパン
政令	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施
特化則	洗浄・払拭の業務のみに適用 ◆エチルベンゼン等に指定 ➢有機則の発散抑制措置、呼吸用保護具の使用等の関係規定を準用 ◆作業主任者は有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録の作成 ➢健診記録、測定記録、作業記録等の30年保存
安衛則	◆局所排気装置等の設置届
関係告示	◆作業環境測定基準 ◆作業環境評価基準(管理濃度10ppm)

公布期日等

政令:平成25年8月13日公布 平成25年10月1日施行
省令:平成25年8月13日公布 平成25年10月1日施行

一部の規定に経過措置あり。

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告(2)

◆平成25年7月24日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)の「リスク評価」の結果、DDVPを含む製剤の成形加工又は包装業務で共通する高いリスクが認められたため、健康障害防止措置を検討すべきとされた。

発がんのおそれのある有機溶剤(10物質)については、有機溶剤中毒予防規則により一連のばく露低減措置が義務づけられているが、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、記録の保存期間の延長等について検討する必要がある。このことから、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、記録の保存年限の延長等の措置を講じる必要がある。

発がんのおそれのある有機溶剤は、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロルエタン、ジクロルメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロルエタン、テトラクロルエチレン、トリクロルエチレン、メチルイソブチルケトンの10物質である。

◆平成26年1月29日「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」公表

リスク評価検討会報告を受け、11物質について具体的健康障害防止措置を検討し、下記のとおりとりまとめた。

健康障害防止措置検討会の検討結果 (概要)

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
DDVPを含む製剤の成形加工又は包装の作業に限る

特定第2類物質及び特別管理物質と同様の措置を講じることが必要
発散抑制措置、漏えい防止措置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断 等

発がんのおそれのある有機溶剤
有機溶剤業務に限る

発がん性という有害性を勘案し、特化則へ移すとともに、「特定化学物質障害予防規則」の特別管理物質と同様に、作業記録の作成、記録の30年間の保存などの措置を講じることが必要